

# 高校生の自動二輪車等の交通安全に関する報告書

平成30年2月

高校生の自動二輪車等の交通安全に関する検討委員会

## 目 次

はじめに	1
1 提言	2
(1) 具体的な取組	4
ア 自動二輪車等の運転免許の取得に伴う	
届出等の手続の導入	4
イ 自動二輪車等による通学に関する制限	5
ウ 交通安全確保方策の実施	5
(2) 県教育委員会の役割	6
ア 学校に対する支援	6
イ 交通安全講習実施体制の構築	6
ウ 県民への周知	6
エ モニタリング組織の構築	7
オ 準備期間の設定	7
(3) 学校の役割	7
ア 運転免許取得に関する届出の確認及び	
運転免許証取得者の把握	7
イ 交通安全講習の受講指導	8
ウ 非行防止に関する継続的な取組の推進	8
(4) その他	
ア 普通自動車等の運転免許取得者に対する交通安全教育	8
2 高校生の自動二輪車等の交通安全に関する検討委員会	
における協議	9
(1) 会議の経過	9
(2) 協議の論点	10

(3) 協議内容	11
ア 交通安全教育に関する事	11
イ 交通安全講習の受講に関する事	11
ウ 免許取得者（保護者）に義務付ける要件に関する事	12
エ 事故・違反・生徒指導に関する事	12
オ 通学に関する事	13
カ 車両整備に関する事	13
キ 自転車全般に関する事	13
ク 交通安全講習に関する外部機関の協力について	13
ケ 免許取得が可能となった場合の学校側の負担について	14
コ その他	14

#### 資料

- 1 平成 28 年 12 月 1 日付け教生指第 346 号  
 高校生の自動二輪車等の交通安全に関する検討委員会設置及び運営要項
- 2 高校生の自動二輪車等の交通安全に関する検討委員会委員名簿
- 3 高校生の原付・自動二輪車に関する意識調査集計結果

はじめに

埼玉県教育委員会では、昭和56年2月に定めた高校生の自動二輪車等に関する指導要項により、高等学校在学中の自動二輪車等の運転免許の取得、自動二輪車等の購入及び乗車を特別の事情による場合を除いて認めていない。

この指導要項は、これまで37年間、高校生の自動二輪車等による交通事故死傷者の減少や暴走族といった非行集団の大幅な減少に一定の貢献をもたらしたと言える。

一方、30年以上の時の経過に伴い、自動二輪車等をはじめとした諸種免許制度の改正や、選挙権年齢の18歳以上への引下げにも見られる自主自立の教育理念の展開のほか、自動二輪車等に関する安全教育の新たな考え方が提唱されるなど、高校生を取りまく社会環境は全国的に大きく変化している。

埼玉県教育委員会では、こうした社会情勢の変容に整合した交通安全教育の在り方を検討するため、平成28年12月に、学識経験者、学校関係者、保護者代表、交通安全関係機関・団体等で構成される「高校生の自動二輪車等の交通安全に関する検討委員会」を設置した。

この報告書は、本委員会が計9回にわたり協議を重ねてきた経緯とそれらの結果を総括し、今後の県内における高校生の自動二輪車等の利用に関する教育方針について新たな提言を行うものである。

本委員会における協議ならびに報告を取りまとめるにあたり、御尽力を賜った各委員の皆様に対して心から感謝を申し上げますとともに、今後、本報告書が実効的に生かされ、高校生が生涯にわたり事故の当事者とならないための埼玉教育の一助となることを心より期待する。

平成30年2月20日

高校生の自動二輪車等の交通安全に関する検討委員会

会 長 稲 垣 具 志

## 1 提言

埼玉県教育委員会では、昭和50年代における高校生の原動機付き自転車及び自動二輪車（以下「自動二輪車等」という。）による暴走行為や交通事故死傷者の増加を受け、昭和55年に「暴走行為等防止対策連絡協議会」を設置し、翌年の昭和56年2月、同協議会からの報告に基づき、「自動二輪車等による事故・暴走行為等防止指導要項」（以下「現指導要項」という。）を制定した。

現指導要項の基本方針は、「高校生活にバイクは不要」という統一的な方針の下に、特別の事情による場合以外は、高等学校在学中の自動二輪車等の運転免許の取得、自動二輪車等の購入及び乗車を認めない（以下「いわゆる『三ない運動』」という。）こととしている。

高校生の自動二輪車等による交通事故死傷者数は、昭和55年の1,557人をピークに翌年の昭和56年に現指導要項を制定以降、平成28年は68人にまで大きく減少し、現指導要項は高校生の命を守るという意味において大きく貢献を成したと言える。

また、現指導要項に基づき、特別の事情があり、自動二輪車等の免許の取得及び自動二輪車等による通学が許可されている生徒（以下「免許取得許可者」という。）は、平成29年10月1日現在193人となっている。免許取得許可者に対しては、交通安全関係機関・団体の協力の下、県教育委員会の主催により二輪車マナーアップ講習会が実施されている。また、免許取得許可者が在学する学校では、独自に地元警察署や交通安全関係機関・団体の協力を得て、地域の実情に応じた交通安全講習が行われている事例もある。

その一方で、学校に無許可で自動二輪車等の運転免許を取得している生徒が、平成28年10月から平成29年9月までの間に県教育委員会で把握しただけでも135人いる。こうした無許可で自動二輪車等の運転免許を取得している生徒に対しては、十分な交通安全教育を実施できておらず憂慮すべき現状である。

全国的には、平成26年に文部科学省が行った調査において、都道府県教育委員会が主体となり、いわゆる「三ない運動」を推奨している都道府県は半数以下との結果が示されている。

そして、群馬県が平成27年にいわゆる「三ない運動」を廃止し、新たに自動二輪車等に関する指導方針を定めたことにより、関東圏においていわゆる「三ない運動」を推奨しているのは埼玉県のみとなった。

現指導要項の制定から37年が経過し、当時社会問題としていた暴走族の減少や、自動二輪車等に関する免許制度の改正、更に近年では選挙権年齢の18歳以上への引下げに伴って自主自立の教育の推進が求められるなど、社会環境は大きく変化している。

埼玉県における高校生の自動二輪車等に関する指導の在り方についても、このような社会環境の変化に整合すべく深化させていかなければならない。

いわゆる「三ない運動」は、高校生の自動二輪車等による事故や暴走行為等の非行を防止することを趣旨としているが、その根底には高校生の命を守りつつ、充実した高校生活の営みの中で高校生の健全育成を目指すという精神があると考えられる。

こうした精神を踏まえた上で、高校生を自動二輪車等に関する事故・暴走行為等から守り、交通社会を構成する一員として育成していくための交通安全指導の在り方について、本委員会では次のとおり提言する。

第一 これまでのいわゆる「三ない運動」の精神を継承しつつ、高校生を取りまく社会環境の変化に整合した新たな指導要項を制定すること。

これまでのいわゆる「三ない運動」については廃止し、その趣旨・精神を継承した上で見直しを行い、高校生が生涯にわたって悲惨な交通事故の当事者にならぬよう、交通社会の一員としての義務と責任、そして命の大切さを在学中に積極的に学ぶことのできる新たな交通安全に関する指導要項を制定すること。

その際には、自動二輪車等の運転免許の取得、車両の購入、乗車を希望する者には、届出書の提出、交通安全講習の受講、任意保険の加入など一定の制約事項を定めること。

第二 自動二輪車等の運転免許取得者に対する交通安全講習の実施など、安全確保対策に万全を期すこと。

自動二輪車等に乗車すると、多かれ少なかれリスクが発生する。生徒及び保護者には自動二輪車等に乗車することで背負う交通事故のリスクや、交通事故に伴う高校生活や進路実現に係るリスクの存在、また、公道において自動二輪車等を利用することでこれらのリスクが完全には払拭できないことを正しく認識し理解させる必要がある。

そのために、自動二輪車等の乗車によるリスクの正しい理解と、その対処法としての理念や技術を修得するための交通安全教育を実施すること。

#### (1) 具体的な取組

##### ア 自動二輪車等の運転免許の取得に伴う届出等の手続の導入

自動二輪車等の運転免許の取得を希望する者に対し、無条件、無制限に認めるものとはせず、交通安全教育の一環として必要な手続を定めること。

具体的には、交通安全に関する生徒及び保護者に対する意識の確認、生徒及び保護者の連名による運転免許取得に関する届出書の提出など、交通社会を構成する一人となる責任とリスク、及び高校生活における本分と保護者の担うべき責任について、生徒及び保護者に共通認識させる手続を定めること。

また、届出書については、交通法規の遵守、違法改造の禁止、任意保険への加入、交通安全講習の受講等、安全利用に努める旨の誓約を明記し、学校管理下外における生徒及び保護者の責任について、認識させる

ものとする。

なお、原動機付自転車と自動二輪車では、運転免許の種別、通行できる道路の条件等が異なることから、車種別にそれぞれ具体的な対応策を検討していくことが望ましい。また、自動二輪車の二人乗り運転（高校生が他人を同乗させて運転すること）については、初心運転期間を終了した場合であっても、他人の命を預かるという重大性に鑑み、二人乗り運転は禁止するなど慎重に検討すべきである。

#### イ 自動二輪車等による通学に関する制限

自動二輪車等による通学については、通学に際し、利用し得る適当な公共交通機関がなく、また、遠距離のため自転車での通学が困難である、身体上の故障等により他に適当な通学方法がないなど特別の事情がある場合のみ認めるとすることが望ましい。

また、通学に使用する車両は原則として排気量50cc以下とすることが望ましい。

なお、特別の事情が認められる場合は、生徒と保護者の連名で、通学経路の分かる書類や任意保険の証書の写しを添付させるなどの必要な手続を取ること。

#### ウ 交通安全確保方策の実施

自動二輪車等の運転免許取得者の交通安全確保方策として、交通安全関係機関・団体の協力を仰ぎ、交通安全講習を実施すること。

交通安全講習の実施内容については、座学と実技の講習内容が相互に整合するものとし、実効性の高い講習内容とすること。

また、講習会場までの生徒の移動距離や地域特性に応じた講習内容の設定等を考慮し、県域を分割して講習会場を設置することが望ましい。

併せて、運転免許取得者に対しては、交通安全講習の受講を促すなど、安全確保等の充実を図ること。

講習の実施に伴う必要経費については、必要最小限に抑えられるよう



特段の努力を行うとともに、受益者負担を原則とすることとして検討すること。

## (2) 県教育委員会の役割

### ア 学校に対する支援

現指導要項を廃止し新たな自動二輪車等に関する指導要項を制定した場合、各学校では廃止・制定に基づく校則や指導内規の改正、教職員や保護者への周知等の事務的負担が生じる。

そこで、学校への過度な負担となることを避けるため、県教育委員会は、校則や指導内規のひな形の提示、教職員や保護者に対する周知のためのパンフレットの作成といった支援を行うことが望ましい。

教職員や保護者に対する周知については、これまでの自動二輪車等に関する指導の状況、社会環境の変化に整合した新たな指導方針への深化に至る背景等、本委員会における協議の経緯を教職員や保護者が十分に認識し理解できるものとする。

併せて、重大な交通事故が発生した場合には速やかに必要な支援が行われるよう体制を構築しておくこと。

### イ 交通安全講習実施体制の構築

県教育委員会は交通安全関係機関・団体の協力を得て、交通安全講習の実施体制を確立し、主催すること。

また、交通安全講習の実施内容については、既存の講習内容を精査し、関係機関・団体と連携を図り、公道における高校生の自動二輪車等の安全利用の推進に資するよう、真に実効性のあるものとする。

### ウ 県民への周知

高校生を取り巻く交通安全教育は、学校、保護者、行政が三位一体となり推進していくべきである。県教育委員会は交通安全教育について、学校、保護者、行政がそれぞれ担う役割を周知し、それぞれの役割を全

うできるように支援していくこと。

特に近年、我が国の教員の負担が国際的に見ても非常に大きく、負担軽減が強く求められていることに併せ、個々の交通安全教育を学校や教職員のみで推進することは実務上現実的ではない。また、生徒個人のための安全教育は家庭の役割が大きい。これらのことから、保護者が果たすべき責任について明確にし、その周知と支援をしていくこと。

#### エ モニタリング組織の構築

交通安全教育をはじめとした高校生の安全確保のための方策は、学校や保護者、教育行政のみではなく、交通安全関係機関・団体、交通管理者、道路管理者等、社会全体で取り組んでいく必要がある。

高校生の自動二輪車等の交通安全講習を実施するとともに、継続的に自動二輪車等の安全教育、事故の発生状況、利用実態に関するモニタリングを行い、随時、検証していくための組織を構築すること。

モニタリング組織については、学識経験者、交通安全関係機関、交通管理者、道路管理者等へ働き掛け、協力を得ること。

#### オ 準備期間の設定

新たな指導要項の施行に当たっては、交通安全関係機関・団体に対する交通安全講習への協力依頼や講習内容の精査・策定、車種別の具体的な対応策の検討、各学校における校則や指導内規の改正などを行うための十分な期間を設け、円滑な運用開始となるように配慮すること。

併せて、教職員や保護者等に対して、現指導要項の廃止に至る経緯や新たな指導要項の趣旨、手続等について、十分周知するための期間を設けるとともに、廃止に伴う不安や質問に丁寧に対応すること。

### (3) 学校の役割

#### ア 運転免許取得に関する届出の確認及び運転免許取得者の把握

自動二輪車等の運転免許の取得を希望する生徒には、「1(1)ア 自

動二輪車等の運転免許の取得に伴う届出等の手続の導入」において記述した手続に従って届出書を確認し運転免許取得者を把握すること。

その際、生徒及びその保護者に対して、交通社会を構成する一人となる責任とリスク、及び高校生活における本分と保護者の担うべき責任についてよく説明し、安全運転に努めるよう指導すること。

#### イ 交通安全講習の受講指導

自動二輪車等の運転免許を取得した生徒には、県教育委員会が主催する交通安全運転講習の受講を促すこと。

併せて、生徒の受講状況を把握し、未受講者には受講を強く促すことも必要である。

#### ウ 非行防止に関する継続的な取組の推進

現指導要項は、暴走族といった非行行為の減少に対しても大きな成果を残した。この成果を継承し、非行行為を再発させない取組として、学校は関係機関と連携し、引き続き非行防止に努めること。

### (4) その他

#### ア 普通自動車等の運転免許取得者に対する交通安全教育

普通自動車若しくは準中型自動車の運転免許の取得及び交通安全教育について、今後の自動二輪車等に関する交通安全教育の運用状況に鑑み検討していくことが望ましい。

## 2 高校生の自動二輪車等の交通安全に関する検討委員会における協議

### (1) 会議の経過

#### ア 第1回高校生の自動二輪車等の交通安全に関する検討委員会

- ・ 実施日 平成28年12月21日（水）
- ・ 概要 会長の選出、副会長の指名  
埼玉県における交通安全教育の取組状況の情報共有

#### イ 第2回高校生の自動二輪車等の交通安全に関する検討委員会

- ・ 実施日 平成29年3月21日（火）
- ・ 概要 協議の論点整理  
各論点の協議

#### ウ 第3回高校生の自動二輪車等の交通安全に関する検討委員会

- ・ 実施日 平成29年5月31日（水）
- ・ 概要 各論点の協議  
高校生の原付・自動二輪車に関する意識調査(素案)協議

#### エ 第4回高校生の自動二輪車等の交通安全に関する検討委員会

- ・ 実施日 平成29年7月5日（水）
- ・ 概要 各論点の協議

#### オ 第5回高校生の自動二輪車等の交通安全に関する検討委員会

- ・ 実施日 平成29年8月28日（月）
- ・ 概要 高校生の原付・自動二輪車に関する意識調査集計結果報告  
各論点の協議

#### カ 第6回高校生の自動二輪車等の交通安全に関する検討委員会

- ・ 実施日 平成29年9月20日（水）
- ・ 概要 各論点の協議状況の取りまとめ協議

#### キ 第7回高校生の自動二輪車等の交通安全に関する検討委員会

- ・ 実施日 平成29年11月13日（月）
- ・ 概要 検討委員会報告書素案協議

ク 第8回高校生の自動二輪車等の交通安全に関する検討委員会

- ・ 実施日 平成29年12月19日（火）
- ・ 概要 検討委員会報告書素案協議

ケ 第9回高校生の自動二輪車等の交通安全に関する検討委員会

- ・ 実施日 平成30年1月24日（水）
- ・ 概要 検討委員会報告書（案）協議

(2) 協議の論点

本委員会では、高校生が在学中のみならず生涯にわたり交通事故の当事者とならないようにするにはどのような指導が必要であるかを中心に計9回の協議を重ねてきた。協議に当たっては、前提として、高校在学期間の自動二輪車等への乗車が、交通社会の一員としての義務と責任、そして命の大切さを学ぶ機会とすることができるかという視点を据え、「仮に高校生が自動二輪車等に乗車することとなった場合」を想定して、自動二輪車等の安全利用とその推進を担保するための体制構築の可能性や懸念される問題について議論し、現指導要項の見直しの是非について検討を行った。

協議を行うに当たり下記のとおり論点を抽出、整理した。

- ア 交通安全教育に関すること
- イ 交通安全講習の受講に関すること
- ウ 免許取得者（保護者）に義務付ける要件に関すること
- エ 事故・違反・生徒指導に関すること
- オ 通学に関すること
- カ 車両整備に関すること
- キ 自転車全般に関すること

また、協議を進めていく中で、事務局から2点の論点が追加された。

- ク 交通安全講習に関する外部機関の協力について
- ケ 免許取得が可能となった場合の学校の負担について

### (3) 協議内容

抽出整理した各論点について協議を行った。

各論点における主な意見は以下のとおりである。

#### ア 交通安全教育に関すること

- ・ 学校現場の業務は多岐にわたり、時間的、場所的にも自動二輪車等の交通安全教育は困難である。
- ・ 自動二輪車等の交通安全を指導できる教員がいない。
- ・ 在学中のみではなく生涯にわたり交通事故の当事者とならないようにするための交通安全教育は必要である。
- ・ 16歳になった生徒全員に自動二輪車等の交通安全教育を受けさせ、知識を与えて、生徒自身に運転免許の取得を選択させるべきである。
- ・ 交通安全教育は保護者や地域を含めた社会全体で取り組むべきである。
- ・ 他県では交通安全に関する条例化が先行し、教育現場における交通安全教育が後追いする状況になってしまっている例もある。

#### イ 交通安全講習の受講に関すること

- ・ 免許取得者には交通安全講習の受講を必須とすべきである。
- ・ 交通安全関係機関・団体では、交通安全講習を実施している。
- ・ 学校は免許取得者を把握して交通安全講習の受講を促すべきである。
- ・ 現指導要項では、無許可で運転免許を取得している者を把握することは難しいので、「三ない運動」を廃止すれば、免許取得者を把握しやすくなるのではないか。
- ・ 「三ない運動」を廃止し免許取得者が増えれば、事故の増加が懸念される。
- ・ 生徒が交通事故に遭えば学校も責任を問われるのではないか。
- ・ 免許取得に関しては保護者の責任が第一である。
- ・ 「三ない運動」を廃止しても学校が果たすべき役割はある。

ウ 免許取得者（保護者）に義務付ける要件に関すること

- ・ 任意保険には必ず加入する必要がある。
- ・ 取得できる運転免許は原付のみとし、自動二輪車は原則禁止が良いのではないか。
- ・ 自動二輪車の運転免許は、例えば原付免許取得後1年以上経過したら取得できるようにするなどとしたら良いのではないか。
- ・ 自動二輪車は教習所で講習や実技を約20時間受講するため、3時間の実技講習で取得できる原付より安全なのではないか。
- ・ これまでの自動二輪車等の運転免許の取得の規制を解除するには、自動二輪車の免許取得は原付免許取得後1年を経過した時とすなどと段階を設ける必要があるのか
- ・ 取得できる運転免許の種別については、今後の運用状況に応じて広げていくのも良いのではないではないか。
- ・ 運転免許の取得に関する届出書などは保護者の連名にすべきではないか。
- ・ 乗車する場合には必須条件として任意保険の加入及び安全講習の受講を明記すべきである。
- ・ 任意保険の加入は誓約書レベルでは不十分で保険証書を確認すべきである。
- ・ 任意保険の加入は保護者の責任である。
- ・ 免許取得、乗車に関する届出の手续や自動二輪車等の知識に関する保護者向けのハンドブックが必要である。

エ 事故・違反・生徒指導に関すること

- ・ 事故・違反の全てを学校で把握することは難しいのではないか。
- ・ 事故や違反をした生徒は法的措置がなされるので、当該生徒を学校が処分するということは過重に生徒を処罰することになる。
- ・ 事故や違反を起こさない指導が必要である。

#### オ 通学に関すること

- ・ 免許取得者に自動二輪車等での通学を認めることは、多かれ少なかれ学校が責任を負うこととなる。
- ・ 他県では通学距離に関係なく自動二輪車等での通学を許可している学校は非常に少ない。
- ・ 通学を認めた場合は、学校は車両整備にも関与する必要がある。
- ・ 通学への自動二輪車等の許可は校長裁量となるのではないか。

#### カ 車両整備に関すること

- ・ 秩父地域のマナーアップ講習では車両の整備についても指導している。
- ・ 通学に使用する車両はノーマル車とすべきで改造車は認められない。
- ・ 教職員ではノーマル車か改造車かを判断できない。
- ・ 車両の整備については業界の支援がないと難しい。

#### キ 自転車全般に関すること

- ・ スケアードストレイト方式による自転車講習は効果が認められる。
- ・ 自転車の交通安全は学校のみではなく、保護者や地域と積極的に連携していく必要がある。
- ・ 年少期から自転車の乗り方のマナーとルールを身に付けさせることが必要である。
- ・ 交通マナーを大人になる前にいかに身に付けさせるかが重要である。

#### ク 交通安全講習に関する外部機関の協力について

- ・ 秩父地域のマナーアップ講習のような交通安全講習は業界として協力できる。
- ・ 東西南北の地区で年間5～10回なら協力は可能である。
- ・ 形式的な教育としないためには、受講生は最大50名程度がよい。
- ・ 外部機関は基本的に協力者であり主催は県教育委員会であるべきである。



- ・ 指導者の交通費等が発生するため受講費用は受益者負担とすべきではないか。

- ・ 交通安全講習の内容については検討が必要である。

#### ケ 免許取得が可能となった場合の学校の負担について

- ・ 一時負担としては、校則や指導内規の改正、任意保険の加入や安全講習受講等、乗車に関するルールづくり等が考えられる。
- ・ 継続的な負担としては、万が一の事故の際の本人及び同級生等への心のケア等が考えられる。
- ・ 各学校でルールをつくるのは難しい。
- ・ 県教育委員会に校則や指導内規のひな形を示していただきたい。
- ・ 業界が安全講習に協力していただけるのならば学校は多少の負担を担っても良いのではないか。
- ・ 教職員や生徒、保護者等への十分な周知が必要である。
- ・ 免許取得に伴って生じる問題は、取得させる保護者に責任があると思われる。
- ・ 「各学校はこれまでの方針を堅持してよい」との選択肢があった場合、学校は免許取得に向けた対策を先んじて行わないのではないか。
- ・ 現指導要項を見直した場合でもどこかに負担を押し付けることが無いようにPDCAサイクルに基づく検証を行うべきである。

#### コ その他

- ・ 現在の指導要項を見直して新たな指導要項を定めたとしても、随時モニタリングをしていく必要がある。
- ・ 教育関係者、交通安全関係機関・団体、保護者、道路管理者、交通関係者、警察、地域などのメンバーで構成される組織を立ち上げ随時、検討、議論する協議会が必要である。

高校生の自動二輪車等の交通安全に関する検討委員会設置及び  
運営要項

平成28年12月1日 教生指第346号

(目的及び設置)

第1条 この要綱は、昭和56年2月2日付け通達教指第2730号「自動二輪車等における事故・暴走行為等防止の指導について（通達）」（以下、「指導要項」という。）につき、同指導要項の効果や今後の指導の在り方を検証し、自動二輪車等に関する事故・暴走行為等から生徒を守ることを目的に、高校生の自動二輪車等交通安全教育検討委員会（以下、「委員会」という。）の設置及び運営について、必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- 一 指導要項の検証に関すること。
- 二 生徒の交通安全教育に関すること。
- 三 その他、委員会で必要と認めること。

(組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる者をもって組織する。

- 2 会長は、互選とする。
- 3 副会長は、会長の指名する者とする。

(会長)

第4条 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

- 2 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する副会長が、その職務を代理する。

(副会長)

第5条 副会長は、会長を補佐し、委員会の円滑な運営に努める。

(会議)

第6条 委員会の会議は、会長が招集し、会長はその議長を兼ねる。

2 議案の提出は、事務局及び検討事項を所掌する委員が行う。

3 委員は、委員会を欠席する場合は代理の者を出席させることができる。

(事務局)

第7条 委員会に、事務局を置く。

2 事務局は、埼玉県教育局県立学校部生徒指導課及び同部保健体育課が所掌する。

(関係者の出席)

第8条 委員会は、必要があると認める時は、委員以外の者の出席を求めて、意見を聴くことができる。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

この要項は、平成28年12月1日から施行する。

高校生の自動二輪車等の交通安全に関する検討委員会委員名簿

(第1回、第2回委員会)

所 属	役職(職名)	氏 名
日本大学	助教	稲垣 具志◎
埼玉県高等学校PTA連合会	会長	成田 元彦○
私立小学校中学校高等学校保護者会連合会	理事	大山 陽子○
埼玉県高等学校長協会	会長	春山 賢男○
(一社)埼玉県私立中学高等学校協会	理事	田部井 勇二○
埼玉県教育局県立学校部	県立学校部長	古川 治夫
さいたま市教育委員会	学校教育部参事兼高校教育課長	榎 拓治
埼玉県都市教育長協議会	会長	野原 晃
埼玉県町村教育長協議会	会長	船戸 裕行
埼玉県高等学校定時制・通信制校長会	副会長	小玉 清司
埼玉県高等学校長協会公立学校部会	会長	細田 眞由美
埼玉県高等学校安全教育研究会	会長	木田 一彦
埼玉県中学校長会	会長	須藤 一郎
埼玉県PTA連合会	会長	齋藤 芳尚
(一財)埼玉県交通安全協会	専務理事	榎本 芳司
(一社)埼玉県指定自動車教習所協会	会長	塩原 弘三
埼玉県二輪車普及安全協会	事務局長	筒井 賢吾
(一社)日本自動車工業会	安全教育分科会長	飯田 剛

※ ◎会長 ○副会長

高校生の自動二輪車等の交通安全に関する検討委員会委員名簿

(第3回～第9回委員会)

所 属	役職 (職名)	氏 名
日本大学	助教	稲垣 具志◎
埼玉県高等学校PTA連合会	代表	成田 元彦○
私立小学校中学校高等学校保護者会連合会	理事	大山 陽子○
埼玉県高等学校長協会	会長	杉山 剛士○
(一社)埼玉県私立中学高等学校協会	理事	田部井 勇二○
埼玉県教育局県立学校部	県立学校部長	古川 治夫
さいたま市教育委員会	学校教育部参事兼高校教育課長	大竹 実
埼玉県都市教育長協議会	会長	中村 幸一
埼玉県町村教育長会	会長	船戸 裕行
埼玉県高等学校定時制・通信制校長会	副会長	小玉 清司
埼玉県高等学校長協会公立学校部会	会長	関田 晃
埼玉県高等学校安全教育研究会	会長	山本 美苗
埼玉県中学校長会	会長	松本 文利
埼玉県PTA連合会	会長	齋藤 芳尚
(一財)埼玉県交通安全協会	専務理事	榎本 芳司
(一社)埼玉県指定自動車教習所協会	会長	塩原 弘三
埼玉県二輪車普及安全協会	事務局長	筒井 賢吾
(一社)日本自動車工業会	安全教育分科会長	飯田 剛

※ ◎会長 ○副会長

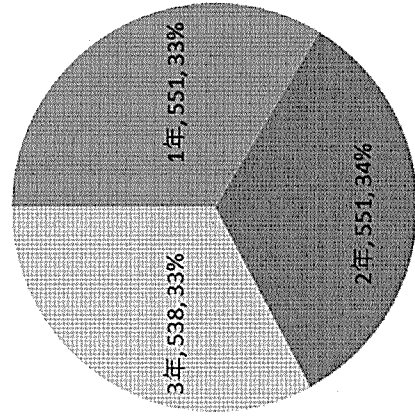
# 埼玉県 高校生の原付・自動二輪車に関する意識調査集計結果

実施日時 平成29年7月10日（月）～7月21日（金）の期間において実施

実施方法 1校1学年より1クラスを抽出（定時制課程も3学年までの実施）

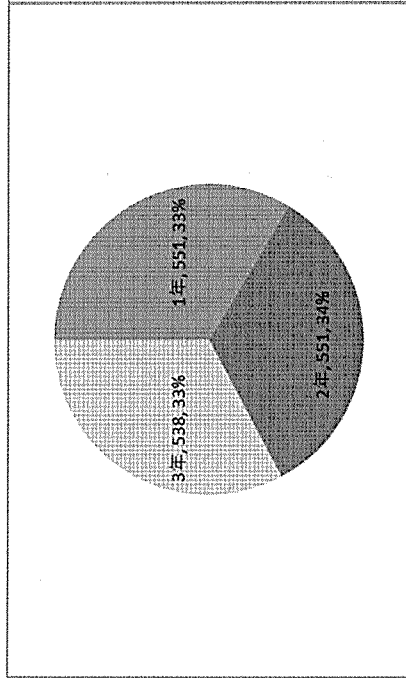
実施規模	県立高校	全日制	12校	1,309名
	県立高校	定時制	3校	123名
	私立高校	全日制	2校	208名
				計1,640名

グラフデータについて 例 3年, 538, 33% → 【選択肢】、【回答数】、【割合（%）】

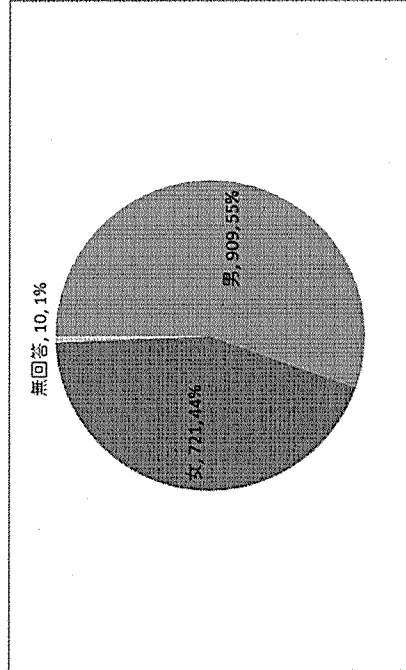


問1. あなた自身のことについてお答えください。

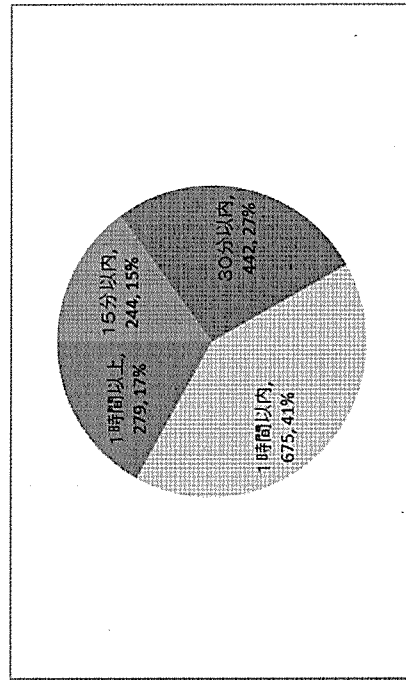
(1) 高校何年生ですか。



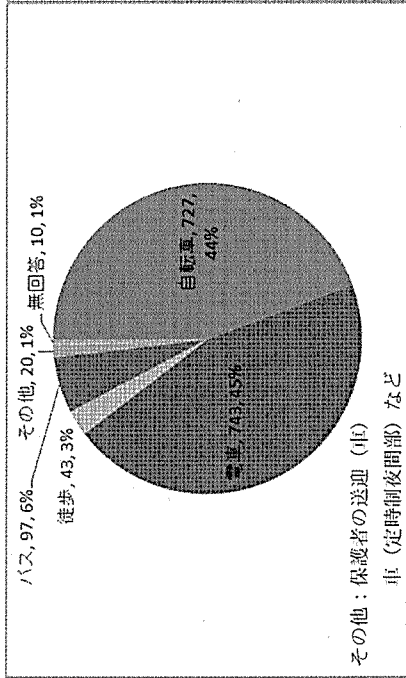
(2) 性別は。



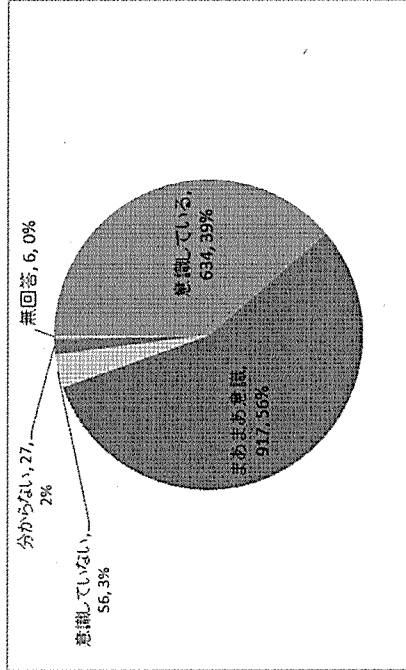
(3) 自宅から高校までの通学時間はどの位ですか。



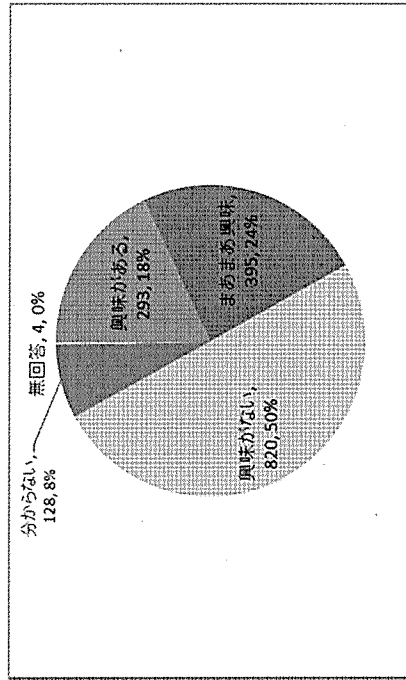
(4) 高校までの通学手段は何ですか。(主なものを1つ回答)



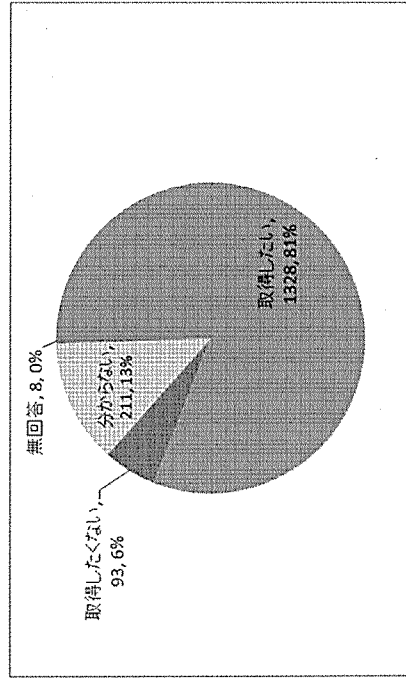
(5) 普段の登下校時など、交通マナーを意識していますか。



(6) 原付・自動二輪車の免許取得、乗車に興味がありますか。



(7) 将来、普通自動車の運転免許を取得したいと思いませんか。



問2. あなたが「原付」「自動二輪車」に持つイメージは？【原付】

	非常に思う	ややそう思う	どちらでもない	ややそう思う	非常に思う	無回答
便利	432	524	544	472	497	22
かっこいい	63	142	979	237	237	27
速い	289	382	598	38	575	29
優しい	116	180	835	257	85	31
安価	201	327	734	198	39	32
静か	73	165	679	343	77	30
派手な	113	160	831	296	243	33
好きな	75	125	1061	172	156	32
楽しい	90	149	1073	145	171	32
明るい	76	126	1168	123	144	33
不便						22
ダサい						27
遅い						29
怖い						31
高価						32
うるさい						30
地味な						33
嫌いな						32
つまらない						32
暗い						33

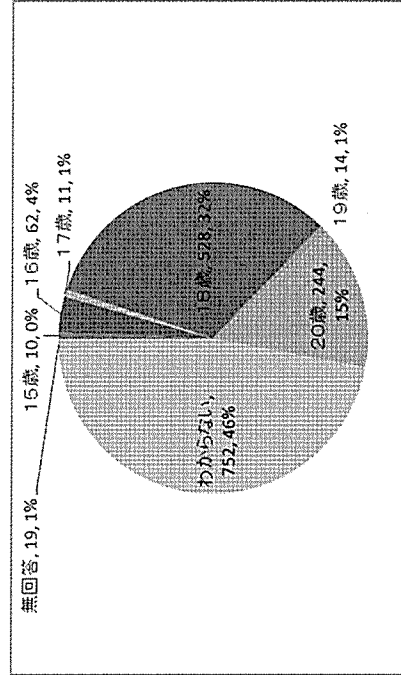
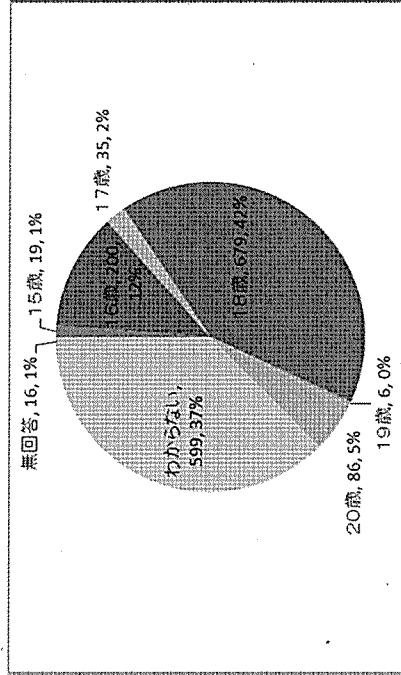
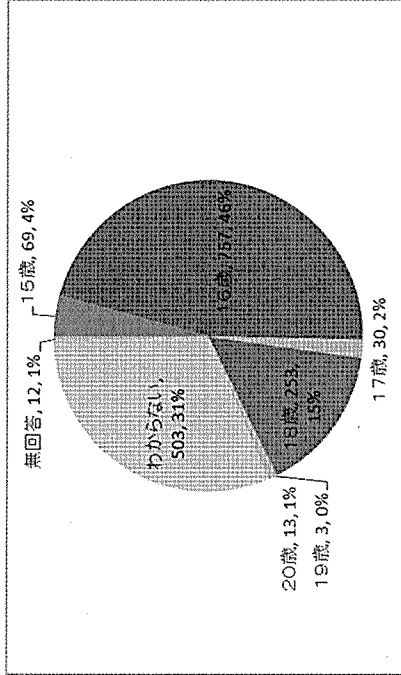
問3. 原付免許・自動二輪車免許の制度について、知っていることをお答えください。

(1) 免許を取得できる年齢は何歳からですか？

【原付】

【普通自動二輪車免許】

【大型自動二輪車免許】

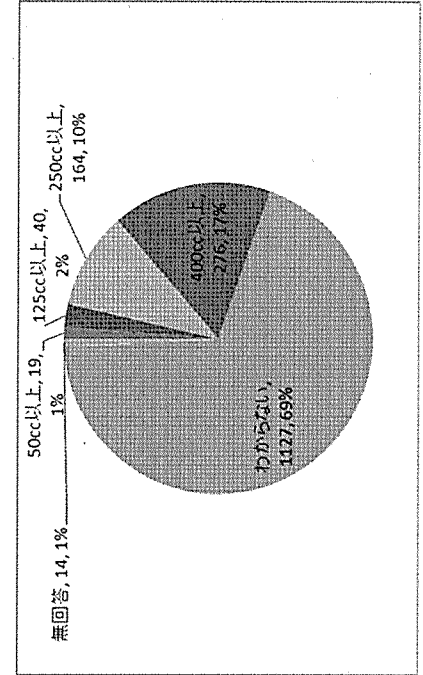
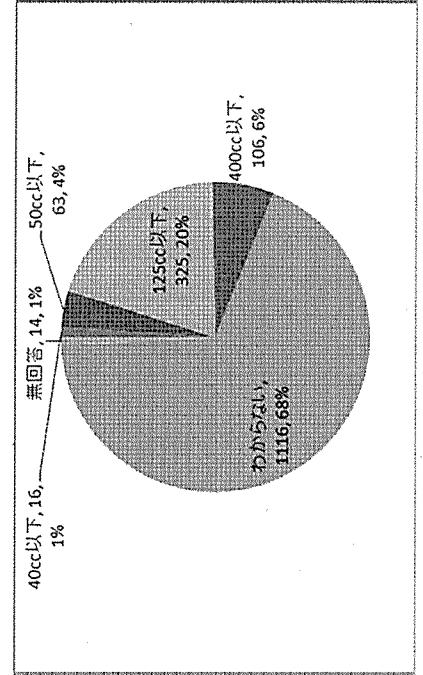
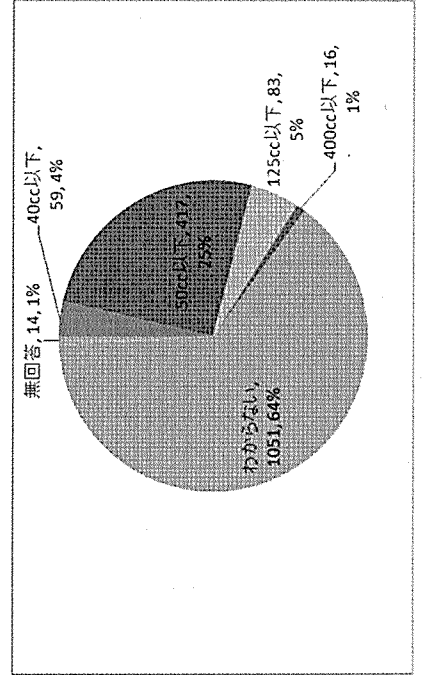


(2) 運転できるバイクの排気量はいくつですか？

【原付】

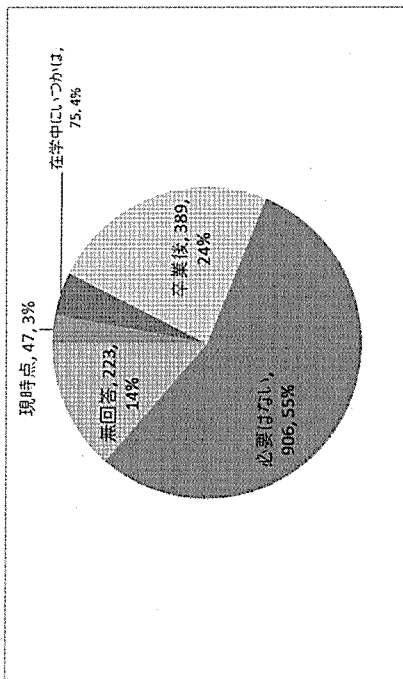
【普通自動二輪車免許】

【大型自動二輪車免許】





問4. あなた自身にとって、原付・自動二輪車を利用することは必要ですか？

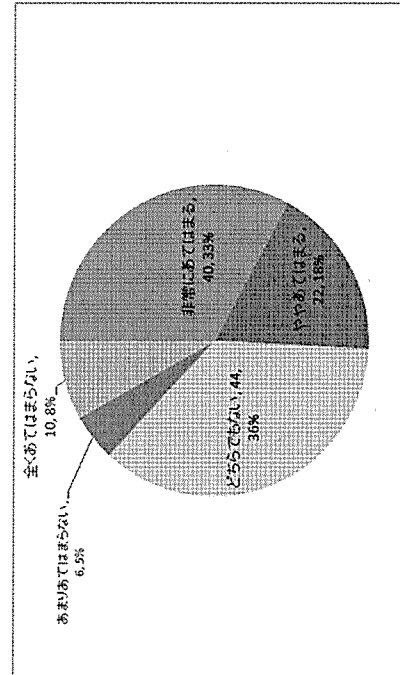
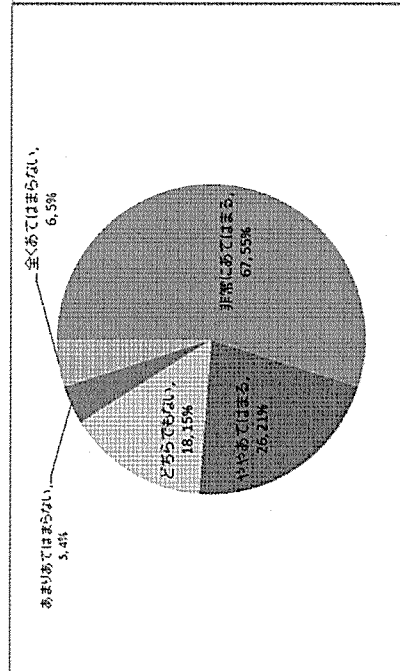
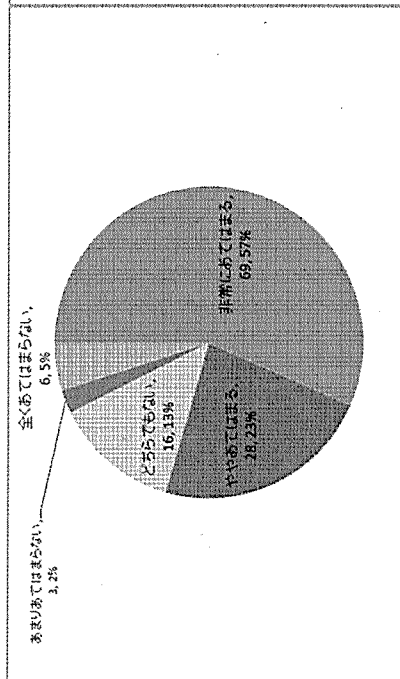


問5. 問4で「現時点で必要」「高校在学中にはいつか必要」と答えた人(122名)は、必要な理由は何ですか？

【通学の負担が軽減できるから】

【アルバイト(または家業の手伝い)で活用できるから】

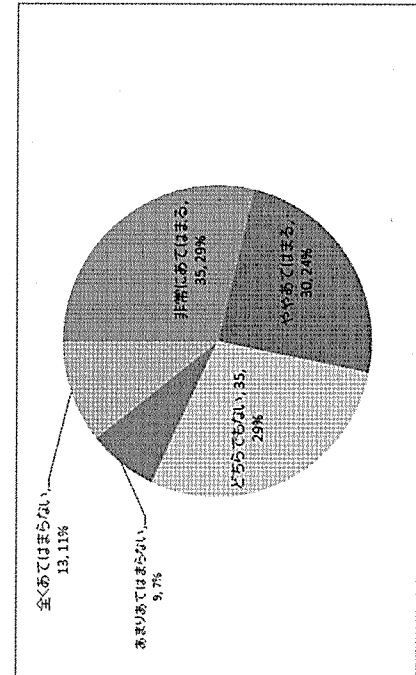
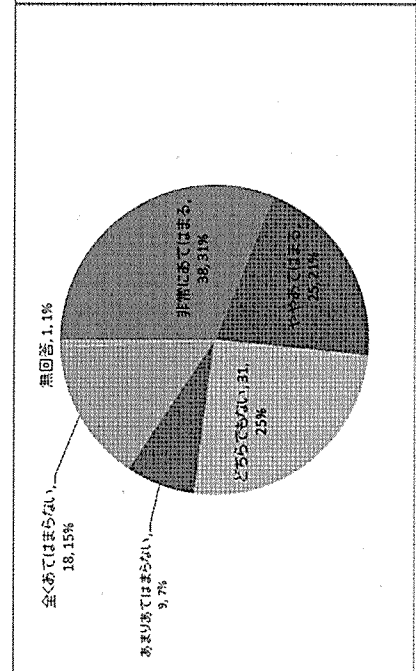
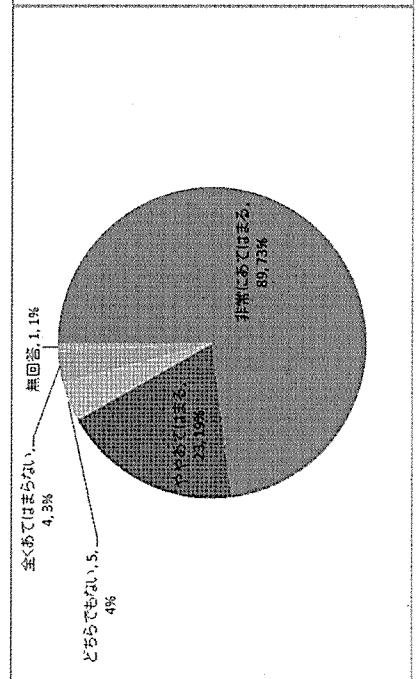
【就職に有利だから】



【生活の行動範囲が広がるから】

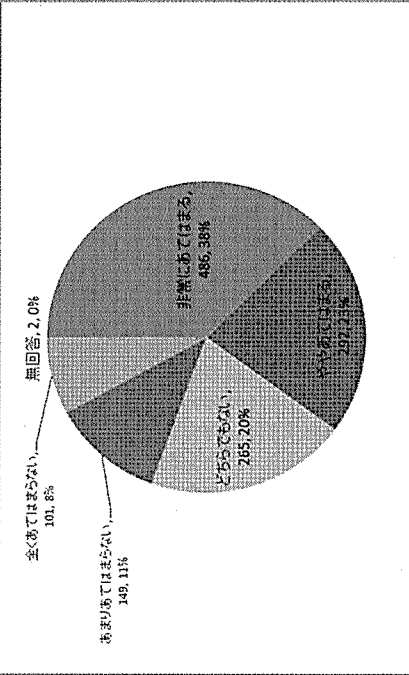
【スポーツライティング等の趣味で活用したいから】

【高校生のうちに交通社会の一員として自覚できるから】

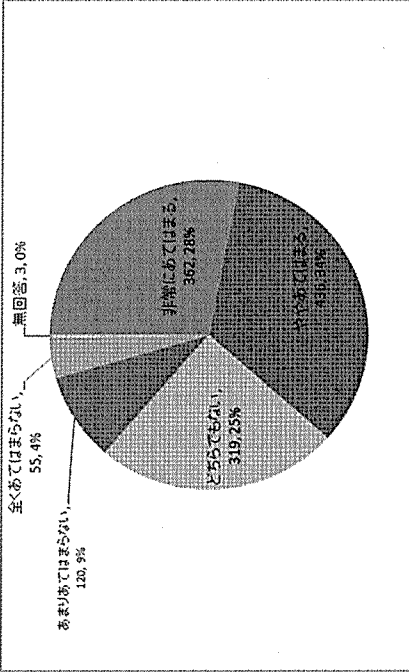


問6. 問4で「高校卒業後に必要」「必要はない」「必要はない」(1295名)と答えた人は、必要でない理由は何ですか？

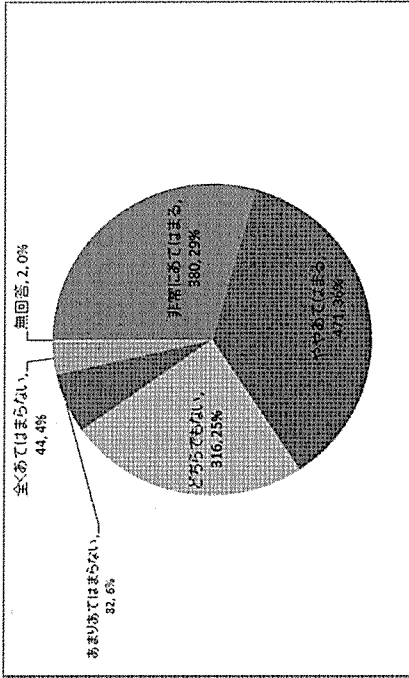
【原付・自動二輪車に興味がないから】



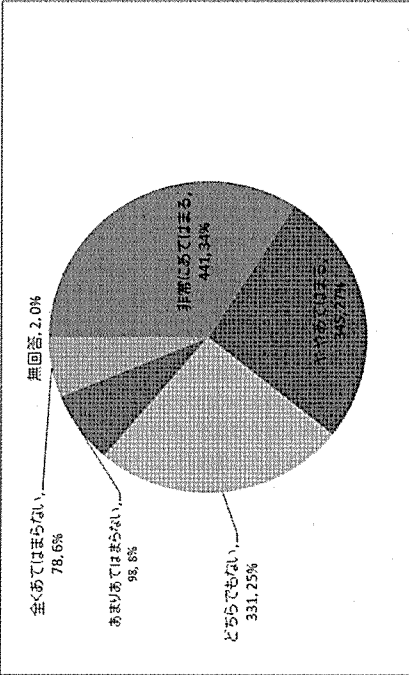
【原付・自動二輪車は危険だから】



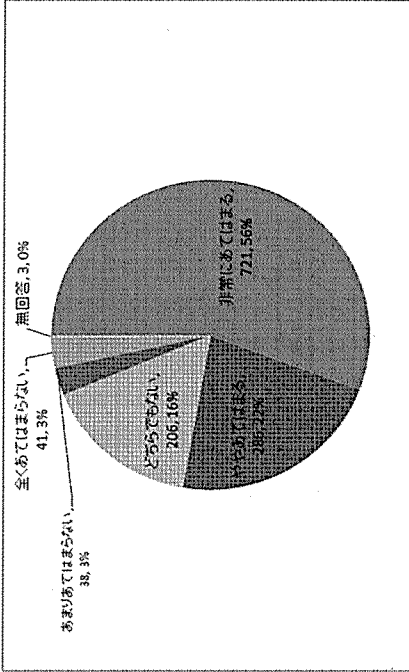
【お金がかかるから】



【高校生が利用するにはまだ早いから】

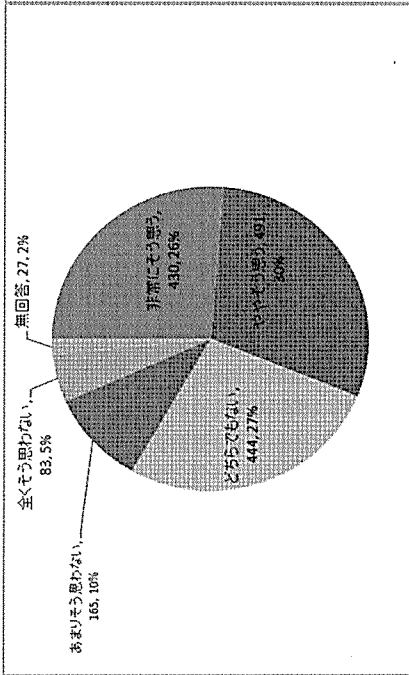


【将来、自動車免許を取得すれば十分であるから】

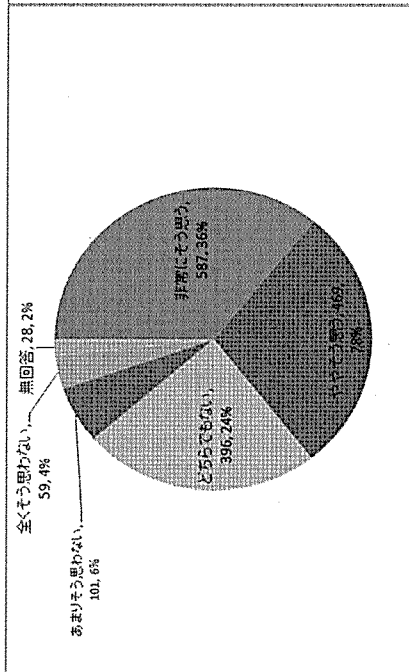


問7. 埼玉県の高校生が、原付・自動二輪車を利用することについて、あてはまるものを選んでください。

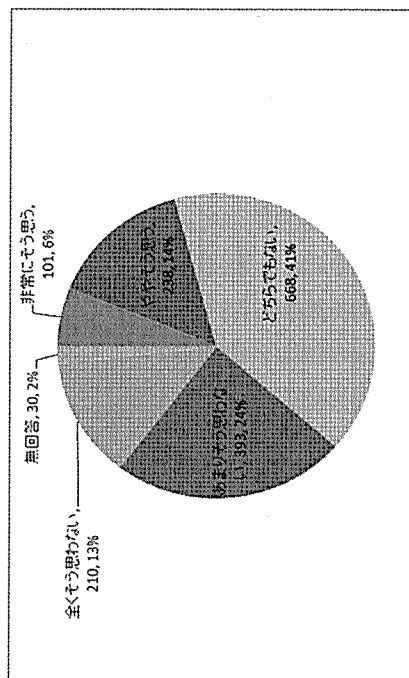
【事故の危険性があるので利用するべきではない】



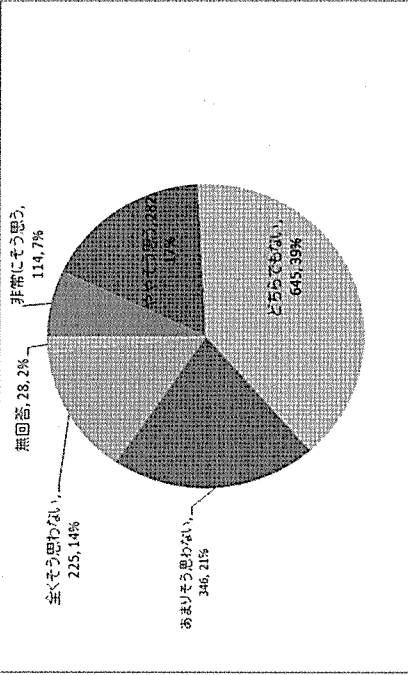
【高校を卒業してからの取得で十分である】



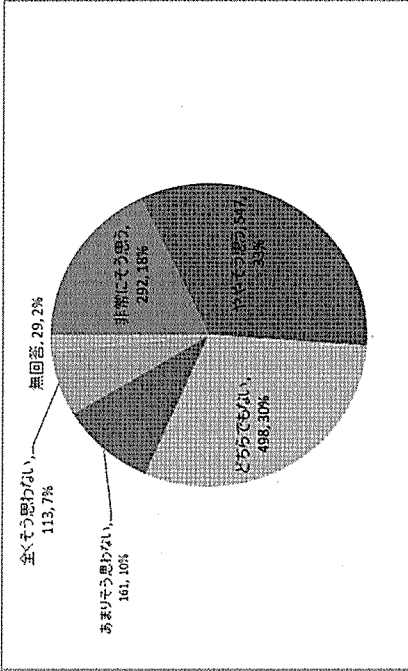
【高校生の生活が便利になるので活用すべきだ】



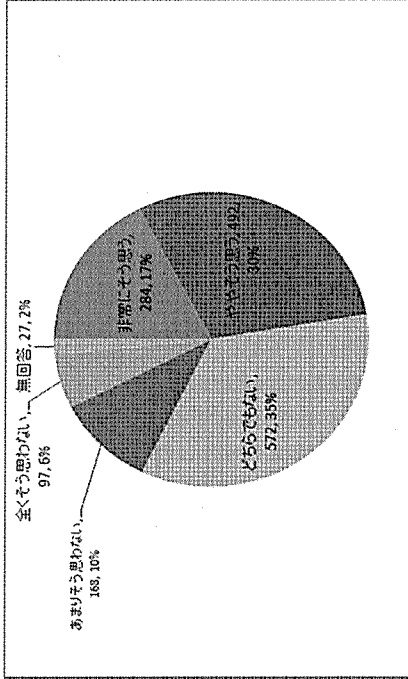
【アルバイトの幅が広がるので必要だ】



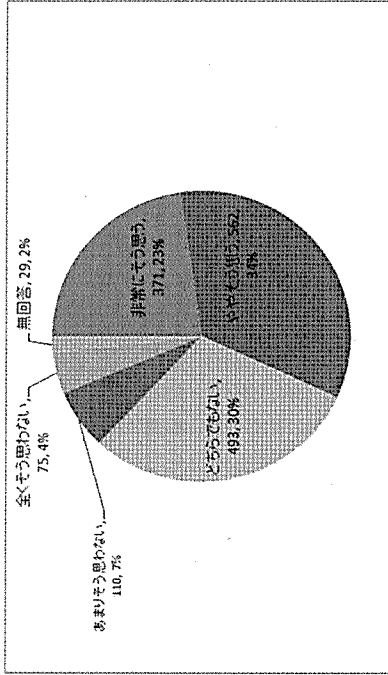
【電車・バスが不便な地域では通学に必要な】



【安全教育をきちんと受けければ利用すべきだ】

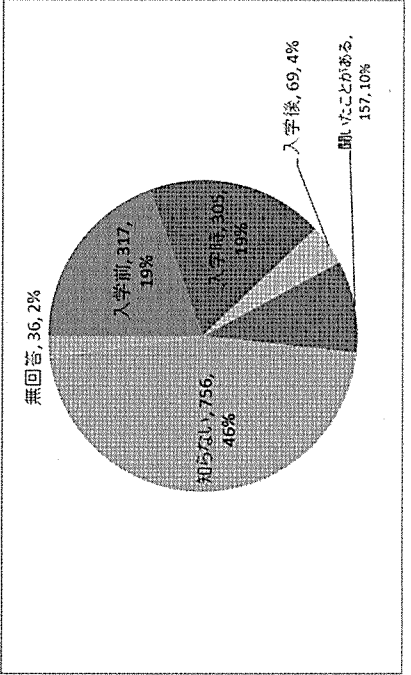


【法律に則り、取得可能な年齢であれば免許取得して利用してもよい】

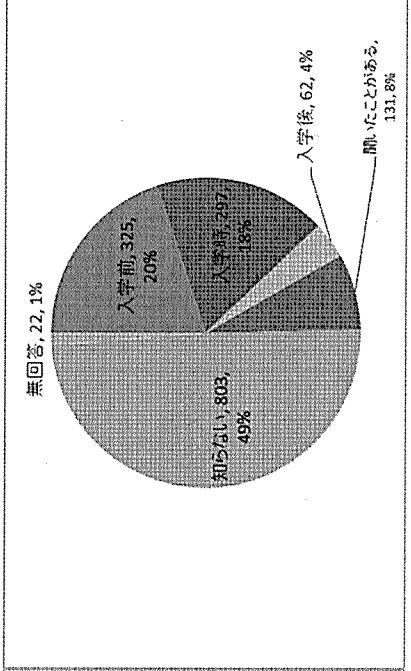


問8. 埼玉県教育委員会がすすめるいわゆる「三ない運動」について、次のことを知っていますか？

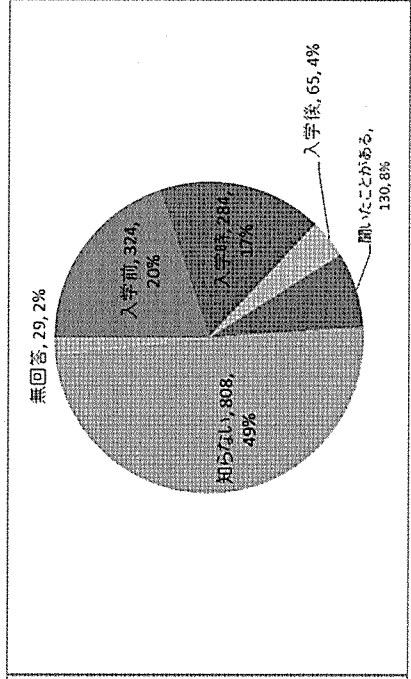
(1) 高校生に原付・自動二輪車の免許を取らせない



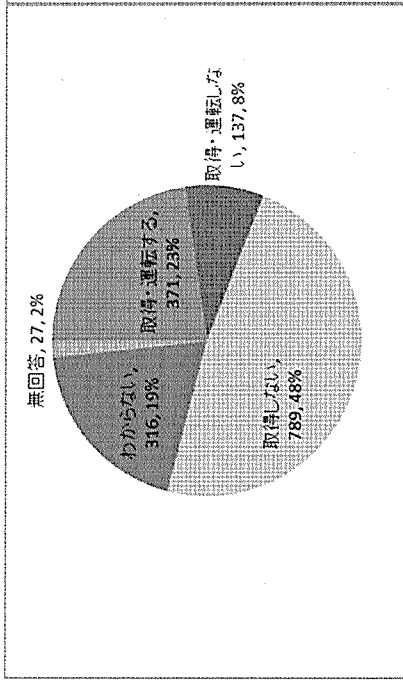
(2) 高校生に原付・自動二輪車を買わせない



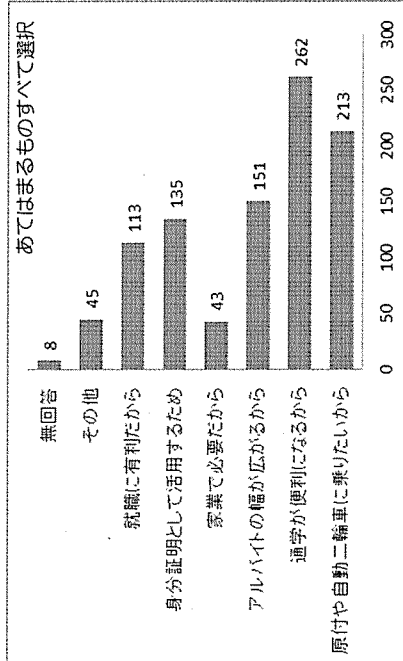
(3) 高校生に原付・自動二輪車に乗らせない



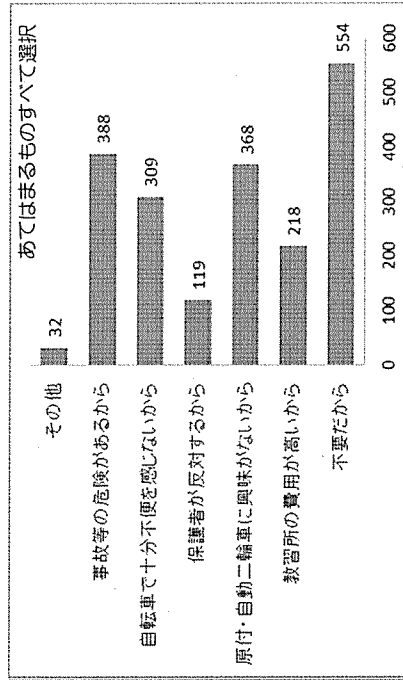
問9. 免許取得が許可された場合、運転免許を取得したいですか？



「取得して運転する」「取得するが運転しない」(508名)と答えた人の理由

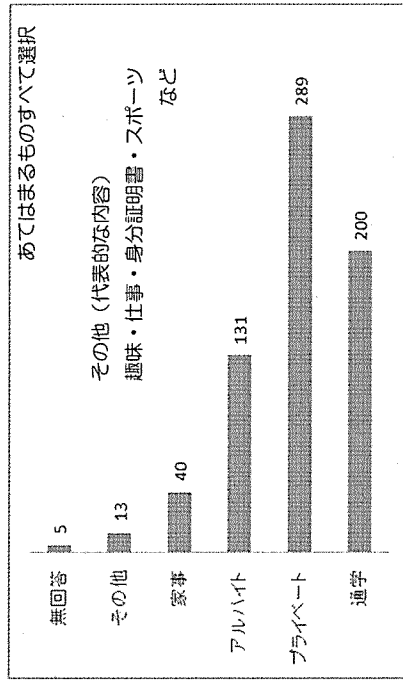


「取得しない」(789名)と答えた人の理由



問10. 問9で「取得して運転する」(371名)と答えた人にかかっています。

(1) 原付・自動二輪車を、何のために利用したいですか？



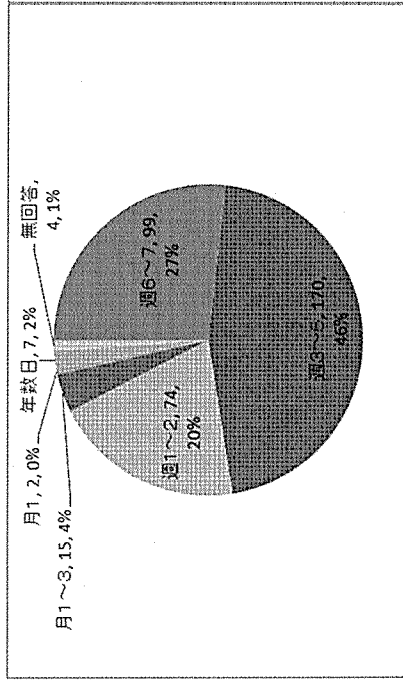
その他 (代表的な内容)

地元の交通の便が悪いから。  
 かつこ良いから。  
 生活の幅や活動範囲が広がるため。  
 スポーツとして楽しみたいだけ趣味として楽しそうだから。  
 親も祖母も乗っていて、何かと便利そうだから。  
 高校生のうちに交通に関して慣れたい。  
 電車賃がかからない。  
 バイクで日本一周したいから。  
 バイクが大好きだから。  
 取得して損はない。  
 など

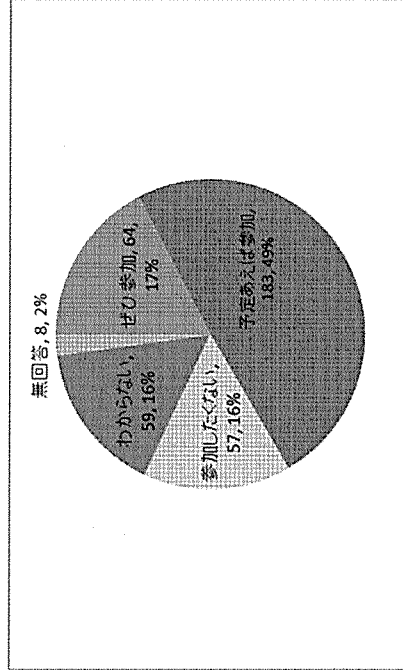
その他 (代表的な内容)

面倒。  
 単純に嫌い。印象が悪い。  
 バイクより車や電車の方が便利。  
 歩くのが好きで金がないから。  
 車の運転免許だけで良いから。  
 高価だから。  
 いずれ取得したいが今すぐには必要ない。  
 就購するまで必要ないと思う。  
 ロードバイクで十分。  
 興味が無い、乗りたくない。  
 など

(2) 利用の頻度はどの程度になると思いますか？



(3) 安全運転に関する講習会が実施されたら、参加したいか？



問11. 埼玉県の「三不運動」は継続すべきだと思いますか？

